

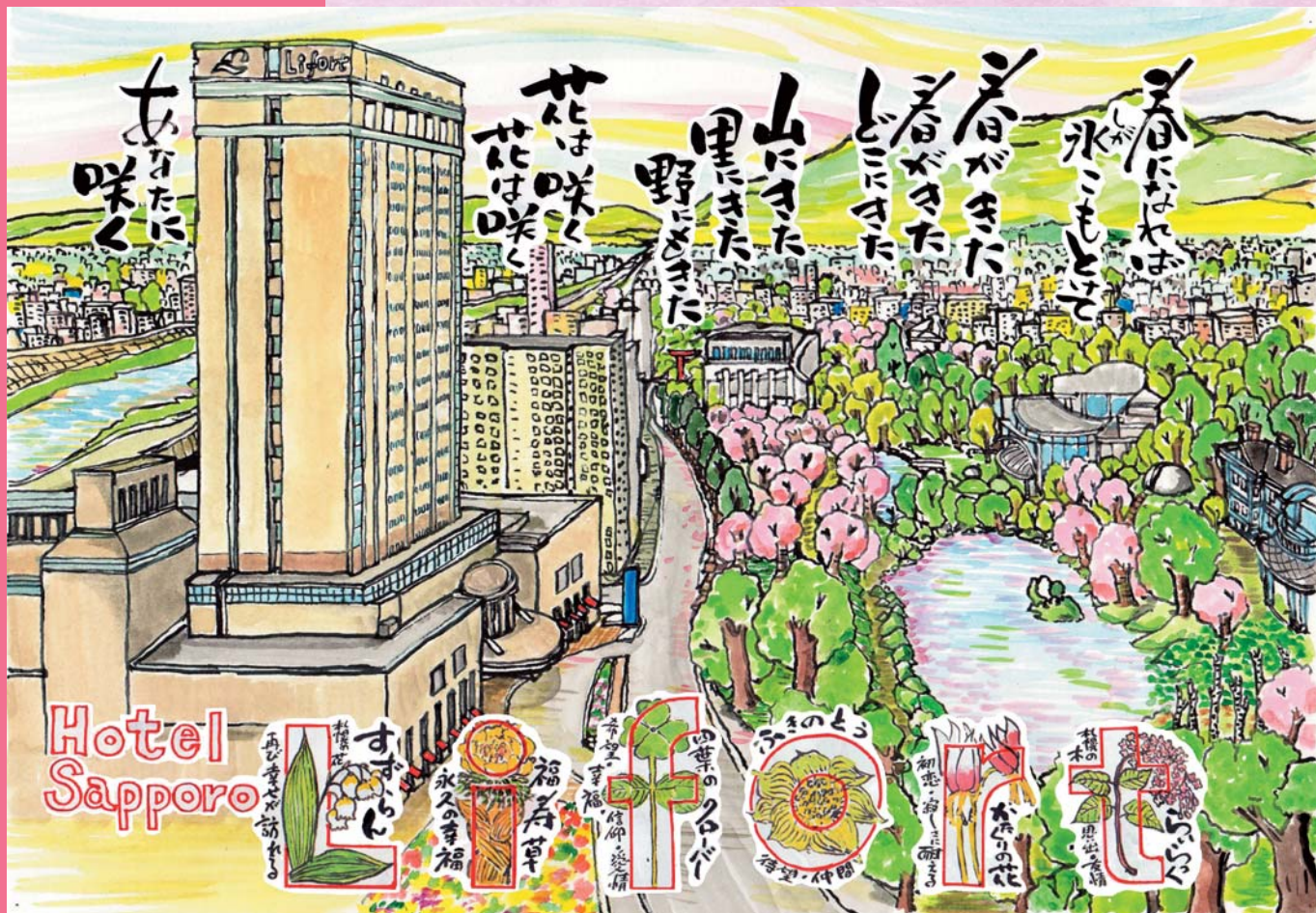
令和 4 年 3 月

任意継続
組 合 員

March2022

共済だより

K Y O S A I D A Y O R I



作者：田山 修三

Hotel Lifort
Sapporo



CONTENTS

- 資格喪失や住所変更等には手続きが必要です!! 2
- 20歳以上60歳未満の方は国民年金への加入手続きが必要です
被扶養者について確認をお願いします! 3
- 任意継続組合員資格喪失申出書 4
- 組合員(被扶養者)住所変更申告書 5
- お急ぎください! 特定健診の受診は3月末までです。... 6
- 人間ドック(本人・配偶者)のお知らせ 7
- 短期給付について 8
- 公立学校共済組合限度額適用認定証交付申請書 ... 12
- ご注意ください! ~任意継続掛金の払込期限~ ... 13
- 任意継続組合員を対象とした令和4年度の厚生事業について ... 14
- 指定宿泊施設利用補助について
年金相談室からのお知らせ 16
- ホテルライフオート札幌からのお知らせ
札幌宿泊所利用補助事業のご案内 17
- ライフォートオリジナルレトルトカレー 全道配送承り中 ... 18
- ブライダルのご案内 19

編集
公立学校共済組合北海道支部
札幌市中央区北3条西7丁目道教育庁福利課内

ご家族のみなさんでご覧ください。

ホームページ

<https://www.kouritu.go.jp/hokkaido/>



資格喪失や住所変更等には手続きが必要です!!

任意継続組合員の加入期間は、退職日の翌日から最大で2年間（途中で喪失することも可能）です。次の事由が生じたときは、手続きをお願いします。

事 由	提出書類
2年間を満了するとき	※満了日の2～3週間前に共済組合から「資格喪失証明書」及び手続きの案内をお送りします。
就職により他の健康保険に加入したとき →健康保険加入日に喪失	・任意継続組合員資格喪失申出書【P.4】 ・任意継続組合員証（被扶養者証等を含む） ・新たに加入した健康保険証の写し
任意継続組合員でなくなることを希望するとき （国民健康保険への加入・家族の被扶養者になるなど） →申出書受理日の翌月1日喪失	・任意継続組合員資格喪失申出書【P.4】 ・任意継続組合員証（被扶養者証等を含む） ※4月1日から喪失を希望する場合、3月31日までに提出してください。受領後「資格喪失証明書」をお送りします。 ※月中途での喪失はできません。
組合員が死亡したとき →死亡した日の翌日喪失	※共済組合から手続きの案内をお送りしますので、ご連絡ください。
住所が変わったとき	・組合員（被扶養者）住所変更申告書【P.5】
給付金の受領口座を変更したいとき	※共済組合から手続きの案内をお送りしますので、ご連絡ください。

各種手続きを希望される方は、共済組合にご連絡ください。手続きに必要な書類を送付します。
資格喪失後に組合員証等を使用して医療機関を受診した場合、共済組合が給付した医療費等を後日返納いただくことになりますのでご注意ください。
以下、よくある質問をまとめて紹介します。参考にしてください。

Q1：4月1日から国民健康保険に加入したいのですが、3月に共済組合へ喪失手続きをしたあと（組合員証返納後）病院に行く場合どうしたらよいですか？



A1：組合員証がなければ全額自己負担となります。このような事態を防ぐためにも、なるべく3月下旬に喪失手続きをしてください。
この場合、共済組合へ療養費（3月受診分まで）を請求いただくと後日精算することができます。



お問い合わせは 資格認定係 ☎011-231-4111 内線35-367～369

Q2：資格喪失後に国民健康保険に加入する場合、どのような手続きが必要ですか？ちなみに、家族の被扶養者になれますか？



A2：国民健康保険の場合、資格喪失した日から14日以内にお住まいの市区町村窓口で行います。その際、共済組合から発行する「資格喪失証明書」が必要となります。くわしくは市区町村窓口へお問い合わせください。

また、家族の被扶養者になりたい場合、家族の加入する健康保険制度によって基準や提出期限が異なるため、家族の勤務先へ事前にお問い合わせください。

20歳以上60歳未満の方は国民年金への加入手続きが必要です

任意継続組合員制度は、健康保険（保険証）を継続する制度であり、年金制度は継続されません。そのため、20歳以上60歳未満の組合員または被扶養配偶者の方は、ご自身で国民年金第1号被保険者へ種別変更の手続きが必要となります。手続きについてはお住まいの市区町村の国民年金窓口または最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

被扶養者について確認をお願いします！

退職時に認定されている被扶養者については、引き続き被扶養者証を発行しております。
任意継続組合員加入後、被扶養者の要件を備えるものが生じた場合（認定）や要件を欠いた場合（取消）、手続きに必要な書類をお送りするため、お手数ですが共済組合まで連絡ください。
なお、認定については任意継続掛金納付確認後に被扶養者証を発行します。

認定	扶養の実態が発生した日から30日以内に書類を提出いただく必要があり、 <u>期限を過ぎた場合は共済組合が書類を受理した日からの認定になります。</u>
取消	他の健康保険に加入、収入の見込額が下表限度額を超えた場合は認定取消になります。（提出が遅れると追加書類を依頼することがあります。） 特に65歳になられた方は、基礎年金が支給されるため収入の超過に注意が必要です。

＜被扶養者の収入限度額＞

区 分		右記以外	障害年金受給者又は60歳以上の公的年金受給者
年金・事業収入など	年額	130万円（未満）	180万円（未満）
給与（パート・アルバイトを含む）	月額	108,334円（未満）	150,000円（未満）
雇用保険の失業給付	日額	3,612円（未満）	5,000円（未満）

お問い合わせは 資格認定係 ☎011-231-4111 内線35-367～369

任意継続組合員資格喪失申出書

- (注) 1 必ず組合員証(被扶養者証等を含む)を添付してください。
2 資格喪失後に組合員証等を使用して医療機関を受診した場合、後日医療費を返納いただきます。
3 掛金前納後に資格喪失の申し出があった場合、未経過期間(資格喪失後)の掛金を還付します。
その際は共済組合から「掛金還付請求書」を送付します。

任意継続組合員番号 ※右づめで記入	枝番 00	任意継続組合員氏名 (フリガナ) (氏名)	資格喪失証明書発行希望の有無 ☐ 希望する ☐ 希望しない (送付先は届出者住所となります。)
任意継続掛金の納入状況		年 月分まで納入済	
任意継続組合員としての 資格喪失(希望)理由 (該当番号を○で囲んでください。)		1 任意継続組合員期間満了のため 2 死亡のため (死亡年月日 年 月 日) ※ 埋葬料請求書及び埋火葬許可証の写しを添付してください。 3 他の保険等に参加し、被保険者となったため (加入年月日 年 月 日) ※ 新たに加入した健康保険証の写しを添付してください。 4 国民健康保険に加入・家族等の被扶養者になるため (加入予定年月日 年 月 日) ※ 共済組合が申出書を受理した月の翌月の初日が加入予定年月日となります。 5 再就職により、公立学校共済組合北海道支部の被保険者となるため (加入年月日 年 月 日) 6 任意継続掛金未納のため (資格喪失年月日 年 月 日)	
地方公務員等共済組合法144条の2第5項の規定により、任意継続組合員でなくなる (ことを希望する)ので申し出ます。 公立学校共済組合北海道支部長 様 令和 年 月 日 〒 住所 届出者 氏 名 電話番号 ()			

共済 使用	資格喪失年月日				組合員証等返納日			
	年号	年	月	日	年号	年	月	日

①-21

(R4.2.1)

お問い合わせは 資格認定係 ☎011-231-4111 内線35-367～369

組合員(被扶養者)住所変更申告書

被扶養配偶者(60歳未満)の住所が変更となった場合は必要に応じて「国民年金第3号被保険者住所変更届(①-21)」を併せて提出してください。
詳細は手びき第1章第8節をご確認ください。

組合員本人の住所は変更されますか？
☐ はい

※住民票に登録されている住所を記入してください。

組合員住所 ※住所は都道府県名から記入してください。

住所 〒 - - - - -

被扶養者住所 ※住所は都道府県名から記入してください。

住所 〒 - - - - -

対象の被扶養者についても記載してください

別居中の被扶養者も住所変更・組合員の住所変更により別居又は同居になる ☐ 被扶養者はいない・同居中の被扶養者が同行する・別居中の被扶養者は住所変更しない

被扶養者①

被扶養者②

いいえ

新たに別居となる被扶養者が特別認定者の場合は、別居する被扶養者には組合員からの送金等による生計維持の要件が発生します。
送金等の証明書類の提出については次回の資格確認調査にておこないますので遺漏のないようご注意ください。

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。
令和 年 月 日 所在地 公立学校共済組合北海道支部長 様 職印
支部受付印

所属所コード

電話番号 () (R4.2.1)

お問い合わせは 資格認定係 ☎011-231-4111 内線35-367～369

令和4年3月7日発行 05

お急ぎください!特定健診の受診は3月末までです。

公立学校共済組合では、生活習慣病を未然に防ぐための**無料**で受診することができる**「特定健康診査」**を実施しています。

40歳から74歳までの任意継続組合員とその被扶養者のみなさま（人間ドック受診決定者除く）に配付しています「特定健康診査受診券」の**有効期限は令和4年3月31日まで**です。

まだ受診されていない方は、ぜひ受診していただき、ご自身の健康チェックをしてみてください。

●特定健診を受けてわかること

検査	検査項目	主に分かること
計測	身長・体重	・肥満の度合い ・内臓脂肪の蓄積状況
	肥満度 (BMI)	
	腹囲	
	血圧	
診察	身体診察	医師による視触診
	問診	病歴や生活習慣
尿検査	尿（蛋白）	腎臓の働き
	尿（尿糖）	糖尿病の危険性
血液検査	脂質	動脈硬化の危険性
	HDLコレステロール	
	LDLコレステロール	
	肝機能	肝臓の働き
	AST (GOT)	
	ALT (GTP)	
	γ-GTP	
	血糖	糖尿病の危険性

自費の場合7,000～8,000円程度かかる検査を**無料**で受けることができます。



●特定健診受診までの流れ

1. 受診券を用意する

受診券は、6月中旬にご自宅あてにお送りしています。
※受診券がお手元に無い場合は、企画福祉係までご連絡ください。

2. 健診機関を選び、予約する

健診機関は、受診券に同封した冊子「特定健康診査実施医療機関一覧」より選び、直接予約してください。（共済組合ホームページにも掲載しています。）
※当日必要なものは、予約の際にご確認ください。
※新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、健診機関によっては特定健康診査の予約を受け付けていない場合があります。受診の際は、健診機関の状況をご確認ください。

3. 受診する

受診日当日は「受診券」「組合員証・被扶養者証」を持参してください。

●生活習慣病はおそろしい病気を引き起こします!!

高血圧・脂質異常症・糖尿病・肥満などの生活習慣病は、自覚症状がほとんどないまま進行していき、ある日突然発症します。さらに生活習慣病が進行していくと、心筋梗塞や脳梗塞などの重大な疾患を引き起こします。

特定健診を受診することで、生活習慣病の予防や早期発見ができます。

高血圧

高血圧を放っておくと動脈硬化が進行します。動脈硬化が高血圧をさらに悪化させる悪循環を招き、**心臓病、脳卒中や腎臓病**などの重大な病気を引き起こします。

脂質異常症

血液中に脂質が増え、「ドロドロ血液」状態のこと。血管を傷つけたり、詰まらせたりして**動脈硬化**を進行させます。

糖尿病

糖尿病が重症化すると**三大合併症（糖尿病網膜症、糖尿病腎症、糖尿病神経障害）**を招き、**人工透析治療**などになります。

メタボ

内臓脂肪型肥満に脂質異常症や高血圧、高血糖の2つ以上が合併した状態を指す「メタボ」。動脈硬化を急速に進行させて、**心臓病や脳卒中**になる確率が高くなります。

令和4年度任意継続組合員になるみなさんへ～特定健康診査のお知らせ～

令和4年度から任意継続組合員になる方や令和3年度から引き続き任意継続組合員になる方、その被扶養者のみなさま（人間ドック受診決定者除く）へ6月中旬ごろに特定健康診査受診券をご自宅へ送付いたします。

お住まいの市町村が実施する集団健診、共済組合と契約する医療機関で受診できますので、ぜひ受診していただき、ご自身の健康管理・健康増進に活用してください。

お問い合わせは 企画福祉係 ☎011-231-4111 内線35-363

人間ドック（本人・配偶者）のお知らせ

令和4年度に任意継続組合員期間が2年目となる35歳以上の組合員及び組合員の被扶養者として認定されている配偶者で35歳以上の方を対象に人間ドックを実施します。

お申し込みは、年1回、今回限りとなります。

人間ドックの受診を希望される方は、同封の申込書により

令和4年4月1日(金)〈必着〉までにお申し込みください。

なお、詳細は、14ページの「令和4年度厚生事業一覧」をご覧ください。

お問い合わせは 健康支援係 ☎011-231-4111 内線35-370

短期給付について

共済組合では、任意継続組合員や被扶養者の病気やけが、慶弔に際し、次の給付を行います。

◆病気やけがのとき

自動給付 → 自動払いのため、手続きは不要です
手続必要 → 請求・届出の手続が必要です

給付の種類	給付の要件	自己負担または給付額
自動給付 療養の給付 家族療養の給付	病気やけがにより、医療機関等で組合員証(被扶養者証)を使用して保険診療を受けたとき。	自己負担割合 ・70歳～74歳:2割又は3割 ・小学生以上 :3割 ・小学校就学前 :2割
自動給付 訪問看護療養費 家族訪問看護療養費	指定訪問看護事業者から訪問看護を受けたとき。	
自動給付 入院時食事療養費 家族入院時食事療養費	入院時に療養の給付と併せて食事の提供を受けたとき。	自己負担額 一食につき460円 (低所得者で共済組合に申請があった場合及び指定難病患者又は小児特定慢性疾患児童等は額の軽減あり)
自動給付 (受診月の通常3か月後) 高額療養費	同一診療での1か月の自己負担額(※)が一定の「限度額」を超えたとき、自己負担額から限度額を引いた額を給付します。 ※月ごと、人ごと、医療機関ごと、入院・外来は別々に計算します。 ※「限度額」は、任意継続掛金の算定の標準となった額により次のとおり異なります。 任意継続掛金算定標準額が28万円以上53万円未満の方(適用区分「ウ」) 限度額 80,100円+(総医療費－267,000円)×1％ 任意継続掛金算定標準額が28万円未満の方(適用区分「エ」) 限度額 57,600円 市町村民税非課税者の方(適用区分「オ」) 限度額 35,400円	

高額療養費について、予め限度額適用認定証を取得して医療機関等に提示すると高額療養費相当額を窓口で支払う必要がなくなります。限度額適用認定証の交付を希望するときは申請手続きが必要ですので、適用区分「ウ」及び「エ」の方は12ページ掲載の申請書を共済組合までご提出ください。

なお、令和3年10月より健康保険におけるオンライン資格確認が開始され、対応する医療機関では限度額適用認定証を提示しなくても窓口負担額が軽減されます。ただし、医療機関ごとに開始の時期は異なるため、あらかじめ受診される医療機関に発行の必要があるか確認のうえ申請してください。

また、市町村民税非課税者の方が区分「オ」を適用するにあたっては、専用様式での事前申請が必須となりますので、共済組合までご連絡願います。

自動給付 (受診月の通常3か月後) 一部負担金払戻金 家族療養費附加金 訪問看護療養費附加金 家族訪問看護療養費附加金	同一診療での1か月の自己負担額が25,000円を超えたとき。 (世帯合算の場合は50,000円を超えたとき。)	給付額 (同一診療での自己負担額)から25,000円(50,000円)を引いた額 ※百円未満切捨て ※ <u>入院・外来は別々</u>
手続必要 療養費・家族療養費	組合員証を使用しないで受診したときや、医療用装具の購入等で全額自己負担したとき。	給付額 療養の給付又は家族療養の給付と同じ
手続必要 移送費・家族移送費	療養の給付を受けるため病院等に移送されその費用を支払ったときで、共済組合が移送の必要を認めたもの。	給付額 移送に要した費用の範囲内の額

◆出産したとき

給付の種類	給付の要件	給付額
出産費・同附加金 家族出産費・同附加金 直接支払制度を利用したとき → 自動給付 直接支払制度を利用しないとき → 手続必要	組合員又は被扶養者が出産したとき。 ※直接支払制度を利用した方は附加給付及び差額を自動給付します。(必要書類は共済組合から送付します。) ※直接支払制度を利用しない方は、後日共済組合に請求してください。	法定給付 408,000円(※) 附加給付 50,000円 計 458,000円 ※産科医療補償制度に該当するときは法定給付に12,000円追加

◆死亡・災害のとき

給付の種類	給付の要件	給付額
手続必要 埋葬料・同附加金 家族埋葬料・同附加金	組合員又は被扶養者が死亡したとき。	法定給付 50,000円 附加給付 25,000円 計 75,000円
手続必要 災害見舞金	組合員または被扶養者が水震火災その他非常災害により、住居又は家財に1/3以上の損害を受けたとき。	損害の程度により異なります。 災害で被害を受けたときは、共済組合にご連絡ください。
手続必要 弔慰金 家族弔慰金	組合員または被扶養者が水震火災その他非常災害により死亡したとき。	組合員の死亡 任意継続掛金の標準となった額 被扶養者の死亡 上記の7割相当額

◆給付金の送金日

- 自動給付になるもの(高額療養費・一部負担金払戻金・家族療養費附加金)
→診療月の通常3か月後の10日に送金
- 療養費・家族療養費(装具費や医療機関の窓口で10割を自己負担した場合など)
→毎月5日までに受理した「療養費等請求書」について、翌月の10日に送金
- 上記以外の給付金
→毎月5日(傷病手当金は10日)までに受理した請求書等について、その月の28日に送金

◆こんなときは療養費(家族療養費)の請求手続きが必要です

- 任意継続組合員証が届く前や緊急搬送など、任意継続組合員証を提示できない状況でやむを得ず医療機関等を受診し、医療費を全額自己負担したとき
 - 海外でやむを得ず医療機関等を受診し、医療費を全額自己負担したとき
 - 医師の指示で治療用装具や弾性着衣を購入したとき
 - 医師の指示で9歳未満の被扶養者の小児弱視等の治療用眼鏡を購入したとき
- これらの場合、共済組合に療養費(家族療養費)の請求を行うことで、自己負担割合を除いた額の給付を受けることができます。
- 手続きについては公立学校共済組合北海道支部ホームページの「こんなときガイド」→「病気やけがをしたとき」をご覧ください。電話でお問い合わせください。
(右の二次元コードからホームページにアクセスできます)



お問い合わせは 短期給付係 ☎011-231-4111 内線35-371・372

◆柔道整復師の施術を受けるとき

組合員や被扶養者が外傷性の負傷（急性又は亜急性の骨折、脱臼、打撲、捻挫及び肉離れ）の治療のため共済組合と受領委任の契約を交わしている整骨院・接骨院を利用したときは、組合員証（被扶養者証）を提示することにより、医療機関等と同じ自己負担割合で柔道整復師の施術を受けることができます。

なお、疲労回復や慰安目的の施術（肩こり、腰痛、筋肉疲労等）、業務中や通勤途上に発生した負傷に係る施術は給付対象になりません。



◆はり師・きゅう師、あんま・マッサージ師の施療を受けるとき

組合員や被扶養者が、厚生労働省の定める次の疾患について医師の同意の上ではり師・きゅう師、あんま・マッサージ師の施療を受けた場合は、組合員の請求に基づき療養費（家族療養費）を支給します。

（１）はり師・きゅう師の施術

リウマチ、神経痛、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症及びスモン（異常知覚を含む。）等であって慢性的な疼痛を主訴とし、医療機関において治療を行っても効果が得られなかったもので、医師がはり師・きゅう師の施療を受けることが適当であると認め同意したもの

（２）あんま・マッサージ師の施術

脳出血等による片麻痺（半身麻痺、半身不随）及び筋麻痺、関節拘縮等であって、医師があんま・マッサージ師の施療を受けることが適当であると認め同意したもの

なお、上記（１）及び（２）のいずれも予め医師が発行した同意書が必要となります。

疲労回復や慰安を目的とした施療や疾病予防のための施療は給付対象になりません。また、同一の疾病についてははり・きゅうの施療と平行して医療機関で治療（投薬治療のみを含む）を受けている場合は給付対象になりません。

◆交通事故や暴力事件で負傷したときは届出をお願いします



短期給付事業キャラクター
「タンキちゃん」

交通事故や暴力事件で負傷したときは…

- ①必ず警察へ届出してください
- ②加害者の氏名、住所、連絡先、保険会社を確認しましょう
- ③治療に組合員証を使用する場合は、共済組合へ電話連絡を！

組合員や被扶養者が、交通事故や暴力事件等の「第三者加害行為」により負傷した場合、その治療費は原則として加害者が全額賠償する責任を負います。

ただし、治療費をただちに加害者へ負担させることが困難な場合は、組合員証（被扶養者証）を使用して医療機関を受診することができます。

第三者加害行為の治療で組合員証（被扶養者証）を使用するときは、事故報告書等の提出が必要となりますので、速やかに共済組合へ電話連絡してください。

手続きのご案内をご自宅へ送付します。

◆労働災害・通勤災害の治療に組合員証は使えません！

組合員又は被扶養者の労働中・通勤途上に発生した傷病は、労働者災害補償保険（労災保険）から療養費が補償されるため、組合員証（被扶養者証）を使用して医療機関等を受診することはできません。

労働中・通勤途上に発生した傷病で医療機関等を受診するときは、医療機関等に受診理由が労働災害・通勤災害であることをはっきり伝えてください。

また、誤って組合員証（被扶養者証）を使用して医療機関等を受診した場合は、速やかに共済組合へ電話連絡してください。

労働災害・通勤災害による傷病の治療で組合員証（被扶養者証）を使用して受診した場合は、当該傷病により共済組合が負担した療養費や給付金を全額ご返納いただくこととなりますので、ご注意ください。



◆短期給付制度についての注意事項

- 高額療養費や一部負担金払戻金などの自動給付のものについては、診療月の通常３か月後に給付しますので、手続は必要ありません。
- 給付金は、任意継続組合員申出書で指定された口座に送金し、給付日の前に給付金決定通知書を登録住所あてに郵送します。給付金決定通知書は再発行できませんので、所得税の医療費控除等で必要になる方は、大切に保管してください。
- 確定申告の医療費控除に「医療費のお知らせ（医療費通知書）」を使用する方は、送付依頼書を共済組合へ提出してください。（様式はホームページに掲載しています。）
- 重度心身障がいや指定難病など、都道府県や市町村から医療費助成を受けることとなった場合は、共済組合への届出が必要となります。
- 給付金の手続きや届出に必要な様式は、公立学校共済組合北海道支部ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

（アドレス <https://www.kouritu.or.jp/hokkaido/index.html>）

なお、様式のダウンロード及び印刷が困難な方は当支部から郵送しますので、お手数ですがご連絡ください。



公立学校共済組合北海道支部
ホームページは、
こちらの二次元コードから
アクセスできます！



北海道公立学校教職員互助会や教職員共済生活協同組合北海道支部等の類似事業につきましても、それぞれの団体が請求先（お問い合わせ先）になります。
お間違えのないようご注意ください。

お問い合わせは 短期給付係 ☎011-231-4111 内線35-371・372

公立学校共済組合限度額適用認定証交付申請書

組合員証記号番号	公立北海道			枝番	(00)
組 合 員 氏 名		性 別	☐ 男 ☐ 女		
組 合 員 生 年 月 日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 年 月 日				
所 属 所 名	(任意継続組合員)		職 名		
適 用 対 象 者 氏 名		性 別	☐ 男 ☐ 女		
適用対象者生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 年 月 日				
入院・外来期間(予定)	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで				
※上記期間の開始日が申請年月日より前のとき、その理由をご記入ください。 (例) 治療費の支払いを保留しているため／医療機関から〇月〇日までに限度額適用認定証を提示するよう指示があったため、など					
適 用 区 分 (該当する項目にレ点を記入)	☐ ウ	任意継続掛金の標準となった額が、28万円以上53万円未満			
	☐ エ	任意継続掛金の標準となった額が、28万円未満			
支部受付印	上記のとおり申請します。 公立学校共済組合北海道支部長 様 令和 年 月 日 〒 - TEL () - 住 所 組合員 氏 名				

※ 性別、元号及び適用区分欄については、該当する項目の口にレ点を記入してください。

ご注意ください！～任意継続掛金の払込期限～

任意継続掛金の納付は、加入時にお渡ししている納付書（払込書）により各金融機関から払い込んでいただきます。毎月の任意継続掛金にはそれぞれ払込期限がありますので、払い込み忘れがないようにご注意ください。

～よくある質問～



Q1 毎月の任意継続掛金の払込期限はいつですか？

A 任意継続掛金は前月の末日が払込期限となります。

なお、退職後初回の払込みは退職日より20日以内（退職日を含む）が納入期日となります。



右の表は「3月31日退職(4月1日任継加入)の場合」の払込期限になります。
ご参考にしてください。

掛金	払込期限		
	毎月払いの場合	年払いの場合	半期払いの場合
4月分	4月19日	4月19日	4月19日
5月分	4月30日	4月30日	4月30日
6月分	5月31日		
7月分	6月30日		
8月分	7月31日		
9月分	8月31日		
10月分	9月30日	9月30日	9月30日
11月分	10月31日		
12月分	11月30日		
1月分	12月31日		
2月分	1月31日		
3月分	2月28日		



Q2 任意継続掛金の払込みを忘れたらどうなりますか？

A 払込期限（当該月の前月）までに掛金が納付されない場合、**組合員資格が喪失します。**
資格喪失後に任意継続組合員証を使用して受診してしまった場合は、共済組合で負担した医療費を後日返納していただくことになります。

～こちらも大切です～



任意継続掛金の「振込金(兼手数料)受取書」は大切に保管してください!!

金融機関で掛金を払い込むと窓口で「**振込金(兼手数料)受取書**」が手渡されます。

任意継続掛金は所得税や住民税の社会保険料控除の対象となりますので、確定申告の際、この「**振込金(兼手数料)受取書**」が納付証明書として必要となります。

ご利用になるまで大切に保管してください。

また、確定申告の際は1月～12月の間に支払った社会保険料を計上することになります。（一括払いの場合は加入月～翌年3月分の掛金額）

詳しくは税務署等にお問い合わせください。

振込金(兼手数料)受取書			
金 額	令和 年 月 日		
先方銀行	北海道銀行道庁支店 普 0312210		
	北洋銀行道庁支店 普 0118491		
受取人	公立学校共済組合北海道支部短期経理		
依頼人	N 123456 公立 支部		
[備考]	振込分: 34,522円	手数料	
	口座: 〇〇〇〇		
納付期限 令和 年 月 日			
上記の金額正に受取ました。			
(取扱店)	銀行	収 入	
(取扱店 → 依頼人)		印 紙	

この申請書の
提出先〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目
公立学校共済組合北海道支部 短期給付係あて

お問い合わせは 経理出納係 ☎011-231-4111 内線35-376～377

任意継続組合員を対象とした 令和4年度の厚生事業について

任意継続組合員は、次の事業を利用することができます。くわしくは道庁代表電話【011-231-4111】をダイヤルし、担当係の内線番号でお問い合わせください。

令和4年度 厚生事業一覧

事業名	内 容	実施時期等
人 間 ド ッ ク 健康支援係 道庁内線35-370	健康の保持増進を支援するため、令和4年度に任意継続組合員期間が2年目となる方(本人)を対象に実施します。 (令和4年度に新たに任意継続組合員となられた方は、明年度の申込みとなります。) ● 検診に要する費用 自己負担額 11,000円 マンモグラフィー検査の受診者 追加負担額 1,700円 子宮頸がん検査の受診者 追加負担額 1,300円 ● 実施期間 令和4年5月から令和5年2月まで ● 実施医療機関 道内の指定する医療機関	◆ 申込書類の送付 3月中旬に、対象者となる組合員に直接、申込書を送付します。 ◆ 申込み受付期間 令和4年4月1日までに申し込んでください。 ◆ 決定の通知 申込みのあった方に決定通知書(通知書は受診票になるものです。)を送付します。 ◆ 通知の時期 決定通知書は、令和4年5月上旬までに送付します。 ※なお、当支部が指定する地域の医療機関については対象となる組合員に直接、ご案内します。
配偶者人間ドック 健康支援係 道庁内線35-370	令和4年度に任意継続組合員期間が2年目となる組合員の配偶者(35歳以上の被扶養者に限ります。)を対象とした人間ドックを実施いたします。 ● 検診に要する費用 自己負担額 11,000円 マンモグラフィー検査の受診者 追加負担額 1,700円 子宮頸がん検査の受診者 追加負担額 1,300円 ● 実施期間 令和4年5月から令和5年2月まで ● 実施医療機関 道内の指定する医療機関	
宿泊施設特別利用者証の交付 年金相談室 ダイヤルイン 011-204-5889	全国の対象宿泊施設を組合員料金で利用できる「宿泊施設特別利用者証」を希望者に交付します(定年退職の方には退職準備セミナーで配布済みです。) ※ 任意継続組合員の方は組合員証を提示することで、組合員料金で宿泊できます。 ※ 利用対象者は、本人とその配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹です。 ※ 対象施設については、「公立共済やすらぎの宿」ホームページを参照してください。 ※ 組合員料金は施設ごとに異なりますので、予約の際に確認してください。	
介護支援 企画福祉係 道庁内線35-363	組合員と家族が、要介護者になったとき寝たきりにならない、しない、社会的入院をさせないための対応や心構えについて、実技を取り入れた介護講座を実施します。 6月中旬に開催のご案内を郵送します。	実施時期(予定) 7月下旬～8月上旬 会場未定 (全道6会場を予定) 受講料 無料 (ただし、交通費は各自負担)
第53回北海道教職員美術展 企画福祉係 道庁内線35-366	教職員の美術作品を展示し、広く道民の関心を高め、その交流を図るとともに優れた作品を顕彰します。 ●応募作品……絵画・立体・書道・写真の4部門 ●応募方法……7月上旬頃お知らせします。 (10月下旬頃を目途に作品を提出して頂いております。) ●中央展……公募作品(入選以上)と招待作品を展示 ●地方移動展……公募作品(特選・奨励賞)と招待作品の一部を展示 ※内容については変更することもあります。	● 中央展 札幌市民ギャラリー 令和5年4月19日(水) ～23日(日) ● 地方移動展 会場未定

事業名	内 容	実施時期等
宿泊施設利用補助 企画福祉係 道庁内線35-366	組合員(教職員互助会の特別会員は除く。)と被扶養者(小学生以上)が宿泊のため、当支部が指定する宿泊施設を利用する場合、宿泊料の一部を補助します。 ● 補助額 1人1泊2,000円(年間3泊まで) ● 指定宿泊施設一覧 については、支部ホームページに掲載していますので、ご覧ください。 ● 利用方法 ①事前に企画福祉係(内線35-366)へ電話等で申請書を請求してください。受付後、申請書をご自宅に郵送します。 ②指定の宿泊施設へ予約後、申請書に必要事項を記入して、利用日の5日前までに企画福祉係へ提出してください。 ③企画福祉係より「宿泊利用補助券」をご自宅に郵送します。 ④利用当日、チェックインの際に補助券を施設フロントに提出してください。 ● 教職員互助会の特別会員は、従前どおり教職員互助会への申請となります。	補助対象期間 ●4月1日～翌年3月31日まで通年
札幌宿泊所利用補助 企画福祉係 道庁内線35-366	組合員(任意継続組合員を含む。)及びその被扶養者等が、札幌宿泊所(ホテルライフオー・札幌)を利用する場合、次のとおり利用料の一部を補助します。 ● 会議室利用補助 組合員及びその被扶養者がレクリエーション及び会合等で会議室を利用した場合、その会議室利用料の2分の1を補助します。 ● 婚礼利用補助 組合員及びその子等が婚礼を行う場合(組合員資格喪失後12ヶ月以内に婚礼を行うものを含む。)、その費用の一部を補助します。 【例】(1)新郎、新婦の双方が組合員(組合員の子を含む。)の場合 400,000円 (2)新郎、新婦の一方が組合員(組合員の子を含む。)の場合 200,000円 ● 法要等利用補助 組合員及びその家族が法要等を行う場合(組合員が死亡したときその家族が法要を行う場合は、49日及び1周忌法要まで対象となります。)その費用の一部を補助します。 ・補助額 50,000円 ● 施設利用補助(組合員証・被扶養者証をご提示ください。) (1)組合員及びその被扶養者が宿泊した場合、一泊につき一人あたり2,000円を補助します。 (2)宴会及びレストランを利用した場合、一人あたりの利用料金が2,000円以上の場合 は1,000円、6,000円以上の場合 は2,000円を補助します。 (3)年越しセットで12,000円以上利用した場合、5,000円を補助します。	
特定健康診査・特定保健指導 企画福祉係 道庁内線35-363	40歳から74歳までの組合員及び被扶養者を対象に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診及び保健指導を実施し、生活習慣病の予防を図ります。 ● 対象者 令和4年4月1日から令和5年3月31日の間において40歳以上74歳以下の組合員(本人)及び被扶養者 ● 実施項目 身体計測(身長・体重・BMI・腹囲)、診察、尿検査(糖・蛋白)、血圧測定、質問票(服薬歴・喫煙歴等)、血液検査(脂質検査(中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール)、肝機能検査[GOT・GPT・γ-GTP]、血糖検査(空腹時血糖又はHbA1c)) ● 費用(窓口負担) 令和4年度は自己負担はありません。 ● 特定健康診査 組合員の自宅あてに受診券を送付します(6月予定)。 なお、人間ドック又は配偶者人間ドックを受診する場合、特定健康診査を受けたものとみなされることから、受診券は発行しません。 ● 特定保健指導 特定健康診査の検査結果により、生活習慣病の発生リスクに応じて「動機づけ支援レベル」及び「積極的支援レベル」該当者に特定保健指導を実施します。対象者の自宅あてに利用券を送付します(10月頃より順次予定)。 ● 実施機関 公立学校共済組合北海道支部ホームページに特定健康診査・特定保健指導実施機関一覧を掲載します。受診等に当たっては、事前に本人が希望する健診機関に予約していただく必要があります。	

お問い合わせは 各事業名に記載しました担当係の内線番号まで ☎011-231-4111

指定宿泊施設利用補助について

◆ 指定宿泊施設利用補助にあたっての注意点

- 北海道公立学校教職員互助会に加入している方は当共済の補助は使えません
互助会会員の方の宿泊施設利用補助の手続きについては、互助会の下記の担当へご照会ください。

【一般財団法人 北海道公立学校教職員互助会 文化福祉グループ ☎011-211-6072(直通)】

- 日程には余裕をもって手続きをしてください
公立学校共済組合北海道支部から利用補助を受ける場合、「指定宿泊施設利用補助券」の承認手続きが必要なため、手続きの完了まで数日を要します。日程に余裕をもってお手続きいただきますようお願いいたします。
- 利用者の種別の選び方
補助券の様式には、利用者の種別（組合員・任意継続組合員・被扶養者）を選択する欄がありますが、任意継続に加入している方は「任意継続組合員」、任意継続加入者の被扶養者は「被扶養者」になります。
- キャンセルした場合
指定宿泊施設利用補助券に当支部から承認を受けた後に宿泊施設の利用をキャンセルした場合は、承認を受けた利用補助券を当支部まで返送願います。返送する前に紛失・破棄した場合は、その旨を下記の問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせは 企画福祉係 ☎011-231-4111 内線35-366

年金相談室からのお知らせ

年金相談室では、年金についてのご相談に専門員等が応じています。お気軽にご相談ください。

- 1 公的年金制度に関すること
- 2 年金の支給に関すること
- 3 年金に関する証明書等の発行
 - ・源泉徴収票 ・年金加入期間確認通知書
 - ・公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
 - ・年金受給権者 受取機関変更届



相談窓口開設時間

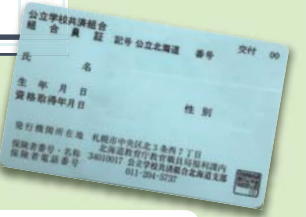
月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く） 午前9時～12時、午後1時～5時

電話番号 011-204-5889



公立学校共済組合北海道支部任意継続組合員の皆様へ 札幌宿泊所利用補助事業のご案内

公立学校共済組合北海道支部の組合員証をお持ちの方が、ホテルライフポート札幌をご利用いただく際、以下の補助をご利用いただけます。



令和4年4月から

宿泊で組合員証の二次元コード（QR）利用を開始します

他の補助を併せて使ってさらにお得にご宿泊！

- ①教職員互助会 指定宿泊施設利用補助 または
公立学校共済組合北海道支部 指定宿泊施設利用補助
- ②公益財団法人 日本教育公務員弘済会 北海道支部 宿泊施設利用
- ③共済組合の福祉保険制度加入者さま【元気クーポン】
※「元気づくりサービスコース」加入者が対象です。
①～③各「2,000円」

組 被

宿泊

一人一泊あたり 2,000円

※公務による出張等は、宿泊補助の対象となりません。

宿泊利用時に、ホテルフロントで組合員証の二次元コードを読み取ることで、「札幌宿泊利用補助」（1人1泊2,000円）を適用します。チェックインの際に必要なとなりますので、補助を利用する本人と被扶養者すべての組合員証（被扶養者証）をお持ちください。

組 被

会議

会議室利用料の 2分の1相当額

各種セミナー・教室・サークル等のご会合にご利用いただけます。



WEB会議も
承り中!!

組 被

レストラン・ご宴会

お一人あたりのご利用金額が

2,000円以上の場合 1,000円

6,000円以上の場合 2,000円



組 家

ご法要又はご会食

ご法要特選料理をご利用の場合 5万円



組 子

ウェディング

挙式・披露宴を行う場合 20万円

新郎・新婦の双方が対象の場合 40万円

任意継続組合員 及び
資格喪失後12か月以内の挙式も
補助を受けられます。

対象：お子様が組合員
被扶養者でなくても
利用可



組 被

テイクアウト商品等

お一人あたりのご利用金額が
2,000円以上の場合 1,000円
6,000円以上の場合 2,000円
12,000円以上の場合 5,000円



対象者マーク：● 組合員 ◆ 組合員の被扶養者 ■ 組合員のお子様 🍪 組合員のご家族

詳しくはホテル公式ホームページの **組合員専用ページ** をご覧ください

ユーザー名 lifort
パスワード kyousai

羅臼町出身の総料理長「里舘 晃」が監修!!

ライフポートオリジナルレトルトカレー

全道配送承り中

全道
配送

テイクアウト商品のご案内

世界自然遺産知床をテーマに地元の食材を活かし、
羅臼昆布の旨味とまろやかさを追求したホテルオリジナルレトルトカレーが完成!
ご家庭で、知床の大自然の味覚をご賞味いただける贅沢な逸品です!

大好評
販売中!!



北海道ほたてカレー

1個 500円でレストランでもお買い求めいただけます。



知床鶏ときこのこの
カレー

パッケージデザインは、
札幌南高等学校美術部の生徒さんが作成。
親しみやすい仕上がりとなりました。

お得な全道配送について

4個 1パックセットより承ります。
組合員様は 500円 × 4個 **2,000円**が
組合員補助利用で

1,000円

A・B・Cセットの中からお選びいただけます。

1～4セット送料 880円(税込)/5セット以上**送料無料** ※発送日は毎週火曜日です。

Aセット

知床鶏ときこのこのカレー 4個

Bセット

北海道ほたてカレー 4個

Cセット

知床鶏ときこのこのカレー 2個

北海道ほたてカレー 2個

詳しくは、当ホテルHP【**組合員専用ページ**】を
ご覧ください。

ユーザー名 lifort
パスワード kyousai



お問い合わせ

営業予約課直通 (10時～19時) TEL(011)512-1632

〒064-0810 札幌市中央区南10条西1丁目
ホテル ライフォート札幌
公立学校共済組合札幌宿泊所

ブライダルのご案内

Lifort Wedding
「ありがとう」と伝える大切な1日



公立学校共済組合組合員証(職員番号)をお持ちの皆様へ

お得な**利用補助**のご案内



利用補助事業

組合員さま限定特典

ホテルライフポート札幌で
挙式・披露宴を行う場合

20万円

【新郎・新婦の双方が
対象の場合 **40万円**】

対象者

①**組合員**

(任意継続組合員 及び
組合員資格喪失後 12ヶ月以内に婚礼を行う方も含む)

②**組合員の子**

(被扶養者に限定しない)

挙式・パーティに必要なアイテムが詰まった人気のプラン!

ル・フューチャー **30万円**

組合員さまがこちらのプランを
ご利用になられると、

補助適用で、
両家負担額

0円

プランに含まれる内容

挙式 美容着付/新郎1点・新婦2点
衣裳/新郎新婦併せて77万円(税込)迄
装花 司会者 ライブエンドロール
プロフィールムービー 前撮り

プラン適用条件

※会費 15,000円～ ※人数 50名～

お見積り例

●会費制/見積例 60名

項目	金額(税込)
「30万円プラン」	300,000円
引出物 (1,650円×60名)	99,000円
両家負担額	399,000円

利用補助券
(新郎新婦組合員の場合) **40万円の補助**

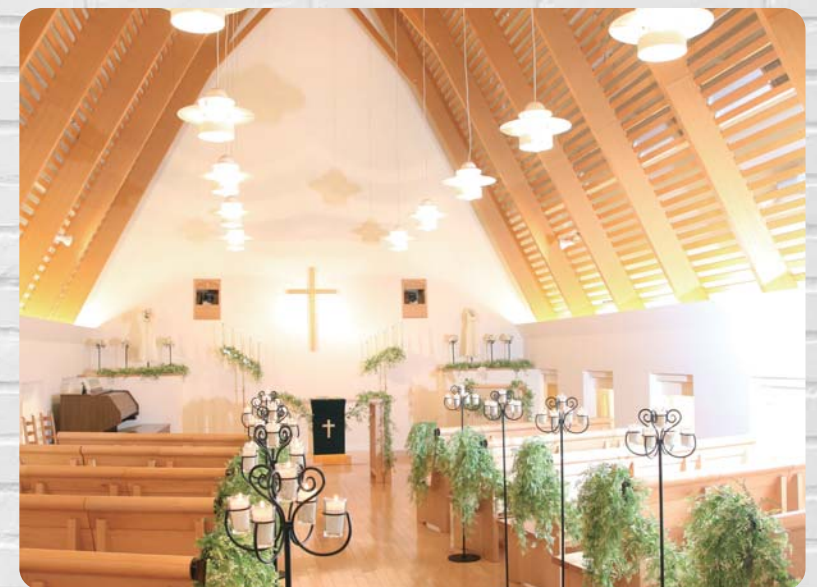
補助適用後 両家負担額 **0円**

おふたりの大切な1日を専門スタッフがしっかりサポート致します

ブライダル相談会情報

ご相談受付中!!

詳しくはお電話で
お問い合わせ下さい。



ホテル ライフォート札幌
Hotel Lifort Sapporo

〒064-0810 札幌市中央区南10条西1丁目

【ご予約・お問い合わせ】営業予約課直通 (011) 512-1632



詳しくはホテル公式ホームページの **組合員専用ページ** をご覧ください

ユーザー名 lifort
パスワード kyousai

ご宿泊のご案内

チェックイン時、組合員証をご提示。
二次元コード(QR)読み取りで適用OK!!

**施設利用補助券で、
任意継続中ならおトクに
ホテル利用できます!!**

令和4年度4月から宿泊で組合員証の二次元コード(QR)利用を開始します。詳しくは利用補助のご案内17ページをご確認ください。

お一人さま一泊あたり、**2,000円**補助
※公務による出張等は、宿泊補助の対象となりません。

ご宿泊の予約は公式ホームページがお得です!

加湿
空気
清浄機
全客室完備

Wi-Fi
客室全室対応

約150台
収容可
(自走式)
駐車場あり

※大型車両はお問い合わせください。

公式HP
ベストレート
保証

ご家族、カップル、ビジネスシーンなど
様々な用途に合わせた
豊富なプランをご用意しております。

女性のお客様にオススメ! レディースルーム

客室数
限定

公立学校共済組合員様限定特典

レディースルームご予約のお客様は
「任意継続号見た!」で24時間ステイOK!!
(チェックイン12時~12時チェックアウトまで)
令和4年6月30日(木)ご宿泊利用まで

充実のアメニティー

ハンディーミストシャワーIO霧

2WAYヘアアイロン

ヘアードライヤー ナノケア

ヘアブラシ (椿オイル配合)

雪肌精 スキンケアセット

長期滞在も
できます♪

コインランドリーサービスが
ご利用いただけます。

場所 : 6階 自動販売機コーナー
利用時間 : 7:00~23:00
利用料金 : 洗濯(30分) : 300円
乾燥(15分) : 100円
※上記はすべて税込の料金です。
詳しくは、ホームページを
ご覧ください。



ホテルライフオート札幌 **ご宿泊者限定プレゼント!**

令和4年度にご宿泊利用のお客様は「任意継続号見た!」で、チェックイン時に
蒸気でホットアイマスクや足ピタシートなどの、日用品をプレゼント!!

さらに!

お得なキャンペーン
を実施中です♪♪

- ご宿泊時、アンケートにお答え頂いたお客様へ、その場で日用品をプレゼント中!
- 公式ホームページにご登録のお客様に毎月メールマガジン配信中!

この他にも、ライフオートのFacebook公式ページが毎週更新中ですよ! お見逃しなく!!

地下鉄南北線中島公園駅3番出口より 徒歩 **3** 分

〒064-0810 札幌市中央区南10条西1丁目
ホテル ライフォート札幌
公立学校共済組合札幌宿泊所

お問い合わせ

宿 泊 予 約

TEL(011)521-5211

ホームページからご予約できます。/



ホテルHP

